

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年1月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500231号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500054号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表第1欄に掲げる請求期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①から③までについては、明らかでないと認められ、請求期間④から⑦までについては、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月26日
② 平成29年12月29日
③ 平成30年7月31日
④ 平成30年12月26日
⑤ 令和元年7月30日
⑥ 令和元年12月27日
⑦ 令和2年7月29日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、同僚から提出された賞与明細書及び金融機関の取引推移一覧表並びにA社の回答(以下、併せて「賞与関連資料」という。)

により、請求者は、A社から、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑦までにおいて同表第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求者の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①から③までは、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下、「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④については、事業主に照会したものの回答が得られないが、オンライン記録によると、当該期間について、A社における賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い日本年金機構により記録訂正処理された者のみであることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間⑤から⑦までについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		賞与支給額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 により訂正する 標準賞与額
①	平成28年12月26日	34万円	34万円	34万円
②	平成29年12月29日	25万5,000円	25万4,000円	25万4,000円
③	平成30年7月31日	25万5,000円	25万5,000円	25万5,000円
④	平成30年12月26日	25万5,000円	25万5,000円	25万5,000円
⑤	令和元年7月30日	17万円	17万円	17万円
⑥	令和元年12月27日	34万円	34万円	34万円
⑦	令和2年7月29日	25万5,000円	25万5,000円	25万5,000円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500232号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500055号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日、平成30年12月26日及び令和元年7月30日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成30年7月31日、平成30年12月26日及び令和元年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成30年12月26日及び令和元年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月31日

② 平成30年12月26日

③ 令和元年7月30日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された取引推移一覧表及び複数の同僚から提出された賞与明細書によると、請求者は、請求期間①から③までについて、A社から30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に対し提出したか否か、また、

厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②及び③については、事業主に照会したものの回答が得られないが、オンライン記録によると、当該期間について、A社における賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定又は日本年金機構により記録訂正処理された者のみであることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500251号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年7月1日から同年11月1日まで

平成11年3月27日から平成13年10月31日までA社に役員として勤務していたが請求期間の記録がない。請求期間は、自身で経営していた会社でも厚生年金保険の被保険者であったが、A社の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成13年6月30日であることが確認でき、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(離職日の翌日)と符合している。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録は平成13年7月1日付けで資格喪失となっており、請求期間については、請求者自身が事業主となっているB社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主(以下、「元事業主」という。)は、請求者の同社における請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、当該資料を保管していないため不明である旨回答している。また、請求期間当時の同社における給与事務担当者は、請求者は関係会社が運営していた店舗を買い取って同社を退職し、夫婦で起業した記憶がある旨陳述している。

加えて、請求者は請求期間において、A社から報酬を得ていなかった旨陳述しており、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

これらのことから、請求者について、請求期間にA社における勤務実態があったとは認められず、同社により給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認

することはできない。

なお、請求者は、請求期間後の平成13年12月分に係るA社の社名が記載された給与明細書を提出しているが、上述のとおり、同社における請求期間の勤務実態が確認できない上、元事業主は、当該給与明細書についての詳細は不明である旨回答していることから、当該請求期間後の給与明細書により、請求期間において同社から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500252号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500053号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年7月1日から同年12月1日まで

平成12年9月1日から平成13年11月30日までA社に役員として勤務していたが請求期間の記録がない。請求期間は、夫と経営していた会社でも厚生年金保険の被保険者であったが、A社の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成13年6月30日であることが確認でき、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(離職日の翌日)と符合している。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録は平成13年7月1日付けで資格喪失となっており、請求期間については、請求者の夫が事業主となっているB社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主(以下、「元事業主」という。)は、請求者の同社における請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、当該資料を保管していないため不明である旨回答している。また、請求期間当時の同社における給与事務担当者は、請求者は関係会社が運営していた店舗を買い取って同社を退職し、夫婦で起業した記憶がある旨陳述している。

加えて、請求者は請求期間において、A社から報酬を得ていたかについて記憶しておらず、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

これらのことから、請求者について、請求期間にA社における勤務実態があったとは認められず、同社により給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認

することはできない。

なお、請求者は、請求期間後の平成13年12月分に係るA社の社名が記載された給与明細書を提出しているが、上述のとおり、同社における請求期間の勤務実態が確認できない上、元事業主は、当該給与明細書についての詳細は不明である旨回答していることから、当該請求期間後の給与明細書により、請求期間において同社から給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。